**通所介護人員等確認表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 年　 　月　 　日 |  |
| 事業所名 |  | |

□　留意事項

チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

**チェック項目**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　通所介護従業者の員数・資格  (生活相談員)  (介護職員)  (看護職員)  (機能訓練指導員)  (従業者(看護職員機能訓練指導員を除く)) | **単位ごとに必要な人員が配置されているか。(下表に前月分の人数記載の上チェック)**    **従業員の員数**   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | **生活相談員** | | **看護職員** | | **介護職員** | | **機能訓練指導員** | | | **専従** | **兼務** | **専従** | **兼務** | **専従** | **兼務** | **専従** | **兼務** | | **１単位目** | **常　勤** |  |  |  |  |  |  |  |  | | **非常勤** |  |  |  |  |  |  |  |  | | **２単位目** | **常　勤** |  |  |  |  |  |  |  |  | | **非常勤** |  |  |  |  |  |  |  |  |   **・指定通所介護事業所におけるサービス提供時間数に応じた配置がされているか。**  ※生活相談員の確保すべき勤務時間数には、業務に支障のない範囲で行った「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認したうえで、利用者の家族を含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。  **・資格は適切か。(社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員のいずれかを持っているか。)**  **・生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤か。**  **・介護職員の単位ごとに確保すべき勤務延時間数は以下のとおりか。**  **利用者数が１５人以下の場合**  **介護職員の単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数**  **利用者数が１６人以上の場合**  **介護職員の単位ごとに確保すべき勤務延時間数**  **＝（（利用者数-15）÷5+1）×平均提供時間数**  **・指定通所介護の単位ごとに１名以上いるか。**  ※看護職員については、病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院と通所介護事業所が提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、人員配置基準を満たしたものとする。  **・資格は適切か。(看護師、准看護師のいずれかを持っているか。)**  **・1名以上置いているか。**  **・資格は適切か。(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導の実務経験を有すること）のいずれかを持っているか。)**  **・従業者（看護職員、機能訓練指導員を除く）が、サービス提供時間帯に他の単位又は当該通所介護事業所以外の業務との兼務を行っていないか。** | □  □  □  □  □  □  □  □  □ | □  □  □  □  □  □  □  □  □ | 老企第25号3－6-1-(1)(2)(3)  府基準101  府規則6.7.8条 |
| ２　同一の事業所において一体的に運営される事業 | **一体的に運営される事業を含めて基準を満たしているか。**  ※　指定通所介護の事業と第一号通所事業（旧介護予防相当事業に限る）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。  ・ 生活相談員は通所介護の必要数を配置していることで、通所介護も、第一号通所事業も双方の基準を満たす。  ・ 介護職員は、通所介護又は第一号通所事業の利用者の合計に対して基準を満たす必要がある。  ※　旧介護予防相当事業以外の第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスＡ）等）と同一の事業所において一体的に運営されている場合は、介護給付の基準を満たしたうえで、市町村の定める必要数を配置することが必要。 | □ | □ | 老企第25号2-3  府基準101⑦ |
| ３　管　理　者 | **管理者は、常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。職務を兼務している場合は、次のとおりで、管理業務に支障がないか。**  イ　当該指定通所介護事業所の通所介護従業者としての職務に従事する場合  ロ　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合  ※この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。  **兼務状況(事業所名：　　　　　　　　　　　　　)(職種名：　　　　　)** | □ | □ | 老企第25号3－6-1-(4)  府基準102 |
| **管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。** | □ | □ | 法75  則131 |